

中世後期大和国東山内衆（国人）の動向について

要 旨

本稿は私の前稿（山辺郡の中世史概説、『奈良県の地名』、『日本歴史地名大系』30所収、平凡社刊）への検討であるが、一面これまでの東山内についての評価に対するものでもある。南北朝時代の東山内についての従来の見方は、むしろ南朝方とする考えが支配的であった。また染田天神講の結成は東山内衆（国人）の一揆とみられてきた。しかし東山内の使用年号からみると東山内、とくに天神講衆は北朝方とみるのが妥当と考えられ、また同講年預は東山内衆の一部であり、同講の結成は東山内衆の一揆ではなく、むしろ分派活動とみなされる。この点来迎寺檀家グループが東山内一揆と考えられる。なお同一揆は東山内が伊勢・伊賀との流通・交通の要地であったために必要であったほか、東山内各庄地下人の団結にも対応するもので、庄園社会の秩序維持に一定の役割を果たそうとしていたものとみなされる。

はじめに

『寺門事条々聞書』応永二十一年（一四一四）六月二三日付の御教書に「官務衆徒」として「菅原東山内 多田東山内 小歩東山内」がみ

朝 倉 弘

え、「国民交名」のうちに「山田東山内 福住東山内」とある。また興福寺大乘院二階堂領「山内七ヶ所」（白石・水涌・輛田・南殿・小山戸・蘭生・向淵・牟山の八か庄園）の庄官として、白石・水涌・輛田・甲岡・簾岡・南殿・小山戸・蘭生・多田・牟山・迎田等の諸氏がいた。以上の天理市東部・桜井市東部・都祁村・室生村北部地域の在地武士を仮に東山内衆と考えておく。

ところで東山内衆は南北朝時代に、南北両朝のうちどちら方にあっただかについては、これまでのところ南朝方にあっただと考えられている傾向が強いようである。その根拠として貞和三年（一三四七）の「興福寺造管料大和国八郡段米田数并済否注進状」（『春日大社文書』七九六、後掲）があげられている。そのほか近世享保九年（一七二四）の「窪氏家記」（『大和志料』）も根拠となっている。同記には「東山中郷侍は建武以来（とら）此方南帝皇居奉守護（とら）伊勢国北畠頭能卿ノ御旗下ニ属シ、北越中ニハ一字ヲ被レ免（とら）下略」とみえ、小山戸越中守は北畠頭能より北姓を賜ったとみえる。

また多田順実がはじめたという染田天神講は南朝方の立場に立った東山内衆一揆の体制であり、その前提条件は共同墓地にはじまる来迎寺檀家、都祁水分社氏人という横の関係、それに東山内は伊賀・伊勢への流通・交通路の共同管理の必要等であったという説もある。

一、東山内衆の南北朝時代の動向

しかし東山内衆が南北両朝のうちどちら方にあつたかについての判断の基本条件のうちとして、使用年号を考慮する必要がある。これまでのところ、この年号は披見の及ぶかぎり、あまり考慮されていないようである。実は天神講の結成を記した「染田天神縁起」（『大和志料』）にみえる「貞治年中」は北朝年号である。のみならず同講料田の浩券・寄進状も、ともに南北朝時代の年号は、暦応三年（一三四〇）・文和五年（一三五六）・貞治三年（一三六四）・同五年・応安二年（一三六九）・康暦元年（一三七九）・同二年・至徳三年（一三八六）・同四年の九点であるが、すべて北朝年号が使用されており、南朝年号のものはいずれもない。

そのほか来迎寺の「了尊記文」の建武四年（一三三七）、「窪氏系図」の泰祐の項の延文四年（一三五九）、「窪氏家記」の応安四年・至徳三年、「北氏系図」の顕国の項の暦応元年、実兼（越中守、北の一字を許された人物）の項の応安四年等がみられる（いずれも『大和志料』）。また来迎寺墓地の五輪塔の年号についても、北朝年号のものが六基—康永二年（一三四三）・観応二年（一三五二）・貞治三年・同四年・同四年・同六年—、南朝年号のものは一基—正平三年（一三六八）—である（『大和志料』等）。

以上によると東山内地域では、南朝年号もみられないわけではないにしても、一般的には北朝年号が使用されていたものと考えてよさそうである。そこで、たとえば『沢氏古文書』にみられる南北朝時代の年号は南朝年号であるが、それは沢氏が南朝方であつたからであろう。従つて北朝年号が一般的に（おそらく日常的にも）使用されていた東山内が南朝方であつたとは考えがたいことではなからうか。

つぎに東山内が南朝方とされてきた根拠の一つに前掲貞和三年の段

米落否注進状がある。同注進状に「号二宮方納進」と記されている庄園は南朝方の庄園と、これまでのところみられている。このように記された庄園は東山内では、南殿・小山戸・水涌・蘭生・向淵の五か庄である。このうち小山戸庄は前記のとおり、北畠氏より北の一字を与えられた小山戸（北）氏の在所である。この限り小山戸氏は南朝方かも知れないが、後述のとおり南北朝時代には幕府方（筒井方）とみられる多田氏の天神講年預のうちにも、戦国時代に多田氏が越智党に移つても、小山戸氏はなお筒井方に残つている。とすると南北朝時代の小山戸氏は南朝方であつたとはみながたいたのではないか。また『太平記』や天正年間の『伊勢国司諸侍役付』にも小山戸氏はみられない。前記「窪氏家記」「北氏系図」の北朝年号の問題もあり、小山戸氏の中世後期における動き、とくに南朝方かどうかは、なお究明する余地があらう。

つぎに、前記段米落否注進状に段米を、一部弁・一部難澁、抑留とあるが、「号二宮方進納」とは記されていない庄園をあげると、牟山・鞆田・尻押（白石）・多田・染殿の五か庄である。このうち牟山・鞆田・尻押の三か庄は「尻押大進公抑留之」と記されている。多田・染田両庄には「多田武蔵公尻押大進公舎弟抑留之」「尻押大進公舎弟等抑留之」とみえる。この五か庄は多田氏兄弟の知行下にあつたものである。多田氏の段米抑留については宮方云々の記載はみられない。室町時代初期のことであるが、興福寺の支配が室町幕府（足利義満）を背景に強力になった時期でも、多田氏は向淵庄下司として龜山院御願の唯識十講料足三〇石の緩急常習者であつた。この点からみると、興福寺支配の弱体化していた南北朝時代の段米抑留など当然のことであつたとみてもよからう。宮方であつたことによる抑留ではなからう。とくに、多田順実がはじめた天神講に関する記録は、すべて北朝年号が使用されている（前記）ことを考慮すると、多田氏が南朝方に

あったとは考えたい。また前記のとおり室町時代の向瀬庄の下司は多田氏であったが、貞和三年の段米落否注進状における向瀬庄の下司は多田氏ではなかったろう。というのは貞和三年に多田氏兄弟のいづれかが下司であったとすれば、段米落否注進状の向瀬庄については、多田氏兄弟の知行下にあった前記五か庄のように記されたはずとみなしうるからである。以上からみると南北朝時代多田氏は北朝方にあつたとみて差し支えないのではなからうか。とすると天神講はむしろ北朝方に立っていたとみるのが穩当のようである。つぎに天神講を東山内衆一揆とみる考えであるがこれは、むしろ分派活動ではなかつたかと考えられる。この点について考察してみたい。もっとも、はじめに東山内衆の一揆体制の形成発展として、来迎寺檀家・都祁水分社氏人について要点的にふれ、そのうえで染田天神講の結成とその動向をとりあげる。

二、共同墓地と来迎寺檀家関係の形成

四代目了尊の記録「来迎寺結界由来之事」によると、来迎寺の地はもと東山内の死者を送る野、つまり共同墓地であつて、平安時代に顕鏡阿闍梨が霊地として境界を定めたという（結果）。同結界は都祁村大字南之庄・相河・小山戸・蘭生・友田の田畠に囲まれた丘を中心としており、共同墓地にふさわしい地理的位置にあるとみなされる。

その後鎌倉時代になると在地の領主になつたという伊賀公源（多田）経実の保護のもとに、相川庄の住人沙弥運阿弥陀仏（蓮阿）が御堂（来迎寺）を建立したようである。そのうえで伊賀公は周辺の田畠もふくめて結界として墓地を同寺に寄進したという。

ついで「当山由来霊仏靈宝境内山林田畠之事」では、伊賀公が亡くなるると来迎寺に墓廟塔（石塔）や神主（位牌）そのほか多くの霊宝が寄せられたが、一方以後同寺に帰依して檀家となる東山内武士も多く

なり、いづれ彼等の石塔等も増加していったという。従つて顕鏡や淳畔が思いを寄せた高野山や比叡山のようになつていったとみえる。それは、いつ頃か明らかにはなしたが、四代目了尊の頃、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての頃であつたと、いちおう考えられ、檀家になつた在地武士は表一（後掲）のとおりである。こうしたなかで彼等是一个のグループを形成し、集会のうえで掟条々を定めることもあつた。文龜二年（一五〇二）の「定来迎寺掟条々」、天文元年（一五三二）の「於来迎寺掟之事」（後掲）が今日同寺に残されている。この檀家によるグループは在地武士の党的結合の基盤になつたものと考えられる。つぎに在地武士が都祁水分社の氏人となる経緯について考察してみる。

三、都祁水分社氏人関係の形成

「都祁水分縁起」（大和志料）によると寛平年間（八八九―九八）の布留・都祁水分（以下水分）両神人の座論による争い以後、東山内ではそれまでおこなつてきた布留社への神役勤仕はこれを停止して、水分社の神役のみを勤めるようになったという。この過程は興福寺の支配が東山内に及び、同寺大乘院二階堂領山内七ヶ所の庄園（前記）が成立する過程と表裏するものであろう。

ところで同社縁起によると元慶三年（八七九）小山戸庄の高山に神の降臨があり社殿が造営されたが、同社にいたる路次（或は境内）が狭く問題になつたので、天祿二年（九七一）二階堂院主に申し入れて頼田庄坂窪山に移し下山宮となし、小山戸庄の神社を上山宮にしたようである。しかし小山戸庄の同社は都祁山口社であり、同所の上山宮というのは水分社の祭祀のときの神輿渡御の関係で設けられた仮殿であらうという（大和志料）が、もっともと考えられる。関連して水分社の祭祀について触れておくと、縁起によると毎年九月二五日には

下山宮から上山宮へ、翌二六日には上山宮から下山宮へ神輿渡御があり、また二階堂院主の沙汰によって勅使・内侍使・童子使(以上白石庄より)・奉幣使(小山戸庄より)が派遣され、田楽・細男・相撲・競馬がおこなわれ、在地武士(衆徒・国民)により流鏑馬が勤められたようであるが、これらの諸神事は春日若宮祭祀を模して盛大におこなわれたという。祭祀の趣旨は「十善帝王・閔白殿下○中略并七ヶ所預所定使下司大夫人民百姓安穩ニシテ太平ナラシメントメ○下略」とみえる。これは二階堂支配の確立、衆徒・国民となった在地武士の一揆体制の維持発展による東山内の人民百姓にいたる安穩太平を祈願するものであったと考えられる。なお流鏑馬を勤めた在地武士の衆徒・国民は水分社氏人となっていたのであるが、『三箇院家抄』頼田庄の末尾に追筆として一二名が記されている(表一、後掲)。つまり、東山内在地武士は水分社祭祀を二階堂院主指導のもとに盛大におこなう形で氏人としてグループを形成し、それはそのまま在地武士党的結合の基盤になつていったものとみてよからう。

以上によると東山内在地武士の連帯関係は前記来迎寺の檀家関係のうえに水分社氏人関係が重層化していたもので、東山内衆党的結合とどうか一揆体制とどうか、それは興福寺大乗院二階堂院主指導のもとで形成発展してきていたものとみなされる。こうした状態のなかで多田氏を中心に染田天神講が結成された。

四、染田天神講の結成

多田順実がはじめたという連歌千句会(以下千句会)の染田天神講(以下天神講)の結成について考えてみよう。「東山内染田天神縁起」(『大和志料』)の必要部分を掲げるとつぎのとおりである。

天満天神○中略偉哉文道ノ太祖歌道ノ領袖也、○中略愛ニ大和国山辺郡東山内多田順実、依ニ信仰之至極ニ雖レ演ニ毎月一座之哥詠ニ無ニ

奉レ拜尊像ニ之間、朝夕愁吟屋夜令ニ欣求ニ之処、貞治年中旅行之仁、不慮將ニ来於御影ニ成ニ奇異之思ニ尋ニ其所ニ旅人不知ニ行方、是併ナカラ順実之望通ニ神襟ニ歎、仍結衆買ニ得料田ニ毎年之千句于レ今無ニ退転ニ者也、

これによると多田順実はかねて千句会をはじめ、一座して年毎に同会を張行することにしてきたが、その道の權威である天神の像がなく、それを求めて止まなかったところ、たまたま旅人から天神の「御影」を授かったという。その出所を尋ねようとしたところ、その旅人の姿は見当らなかつたともみえ、そこに神秘性もうかがえる。「御影」に神秘性が必要なための措置とみなされる。多田順実は結果とともに、早速料田を購入したとみえるが、料田の沽券のうちには貞治三年の天神講衆中宛の田地作主職充券があるので、この限り貞治年中すでに千句会の張行されていたことがみとめられよう。

つぎに「毎年連衆之事」(『大和志料』)には、応永二四年(一四一七)から寛正二年(一四六二)迄の年毎の当年預(千句会の責任者)や千句会立願者(恒例のほかは千句会開催の要望者)のほか、その度毎の参会者がみられる。うち当年預と立願者は天神講衆のうちの年預と考えられるが、計一六人となる。このほかに東大寺・興福寺・菩提山(西暦寺)の僧侶もいた。

ところで右の一六人は、いずれも在地武士で興福寺衆徒・国民と考えられるが、彼等が天神講年預となつた理由は何であつたものか。

五、多田派と吐山派

前記のとおり東山内在地武士は、来迎寺檀家、水分社氏人といった立場を基盤として党的結合を維持していたものと考えられる。水分社神輿は室町時代に造られたといわれている点からみると、鎌倉時代以来室町時代のいたる間、東山内衆は党的結合を踏まえて氏人として水

表1 東山内衆

| 旧郡 | 所在 (現行行政地名) | 鎌倉末期 来迎寺檀家 | 室町時代 水分社氏人 | 室町期天 神講年預 | 文龜2年 来迎寺檀家 | 天文元年 来迎寺檀家 |
|-------------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 山 辺 郡 | 1都祁村 小倉 | | 小倉 | 小倉 | | |
| | 2 " 友田 | 柄田 | 柄田 | — | 柄田 | 柄田藤 |
| | 3 " 甲岡 | 甲岡 | | — | 甲岳 | |
| | 4 " 白石 | 水涌 | 白石 | 白石 | 白石 | |
| | 5 " 簾岡 | 簾岡 | | — | 簾岡 | |
| | 6 " 窪 | | 窪 | — | 窪 | 窪藤若 |
| | 7 " 南之庄 | 南殿 | 南 | — | 南殿 | 南殿藤寿 |
| | 8 " 蘭生 | 蘭生 | 蘭生 | — | | |
| | 9 " 小山戸 | 小山戸 | 小山戸 | 小山戸 | 小山戸 | 小山戸春若 |
| | 10 " 相河 | 相川 | | — | 相河 | 相河栄 |
| | 11 " 相河・向七田 | 迎田 | 向田 | 迎田 | 迎田 | 迎田千 |
| | 12 " 吐山 | 吐山 | 卓(早)山 | — | 吐山 | 吐山龜寿 |
| | 13 " 吐山カ | | | — | | 北田藤満 |
| | 14 " 新宗 | 新宗 | | — | 新宗 | 新宗康 |
| | 15室生村 多田 | 多田 | 多田 | 多田 | 多田 | 多田 |
| | 16 " 無山 | | 牟山 | 牟山 | | |
| | 17 " 向測・大門 | 大門 | | — | 大門 | 大門宗 |
| 城 上 郡 | 18桜井市 小夫 | 小夫 | | — | 小夫 | 小夫実祐 |
| | 19 " 芹井 | | せり井 | — | | |
| 山 辺 郡 | 20 " 上笠間 | | | 上笠間 | | |
| | 21 " 下笠間 | | | 下笠間 | | |
| | 22天理市 豊田 | | | 豊田 | | |
| | 23 " 豊井 | | | 豊井 | | |
| | 24 " 菅原 | | | 菅原 | | |
| | 25 " 仁興 | | | 仁興 | | |
| | 26 " 藤井 | | | 藤井 | | |
| 27 " 河原城 | | | 山辺 | | | |
| 宇 陀 郡 | 28榛原町 山辺三 | | | 東山辺 | | |
| | 29 " 檜牧 | | | 檜牧 | | |

分社の祭礼を勤めてきたものとみて違いなからう。こうした状勢のなかでの多田順実による天神講の結成である。以上の見通しのうえで天

神講年預となった前記一六人を、来迎寺檀家・水分社氏人と比較してみると表1のとおりになる。

表1によると来迎寺檀家一四人、水分社氏人二人に対し、天神講年預は一六人であるが、東山内衆一檀家・氏人の枠内では一六人のうちわずか六人であり、残る一〇人は本稿での東山内以外の周辺地域の在地武士（興福寺衆徒・国民）とみなされる。つまり天神講の結成は東山内衆の観点からみると党的結合の強化、一揆体制の確立というよりは逆に東山内衆の分派、その第一歩とみるのが穏当ではなからうか。

天神講の結成は、たとえ連歌愛好者の自由な立場での結成であったとしても、開かれた社会での動きではなく、一定の前提（檀家・氏人関係）をもった一定の地域（東山内）における結成であって、しかもその全員ではなく約半数の場合は、結果として分派活動となる可能性が大きかったものと推測される。

以上の状況のなかで天神講料田の買得・寄進もおこなわれ、永享年間（一四二九—一四〇）になり染田寺も造営されると多田派が成立したとみてよいのではなからうか。とすると天神講に加わらなかった東山内衆は、おそらく吐山氏を中心に結集していったものと、いちおう推測される。

六、天神講衆の動き—豊田頼英中心に

天神講衆の千句会張行の年月日・会場・当年預・立願会場等・頼英参会は表2のとおりである。年次の点では応永二年（一四〇五）以来文明一六年（一四八四）までの約八〇年間と文龜二年（一五〇二）から永祿七年（一五六四）にいたる約六〇年間の二つの時期に分けることができる。右のうち前者の約八〇年間は殆ど毎年千句会が張行されているが、その間の東山内と国中の関係について天神講の年預豊田頼英の動きを中心に考察してみよう。

まず頼英の千句会参会の状況であるが表2の「頼」の項のとおりである。正長六年（永享元、一四二九）三月、大和永享の乱の起こる（八

月）直前に参会している。以後同乱の間の参会は途絶えるが、同乱も終末が近づく同一一年八月には久しぶりに参会している。頼英は同乱では一方の中心人物であったから、いずれの場合も無理を押ししての参会であつたらう。

ついで文安元年（一四四四）一月には千句会の当年預を勤めている。同年は摂津・河上五ヶ関務をめぐって興福寺大乘院門跡経覚と成身院光宣・筒井順永が争っていた時期であり、頼英は越智氏とともに経覚方にあつて筒井軍と合戦していたものと考えられる。そうしたなかでの当年預であるから、強い意欲をもって、おそらく一定の意図のもとに千句会を張行したものとみなされる。その意図は記録のうえでは知る由もないが、前項のとおり幕府方（北朝方）にあつたと推測される多田氏らを越智方（後南朝方）に引き込もうということではなかつたらうか。五ヶ関務をめぐる抗争は以後も続くが、そうしたなかにあつても文安四・五年、宝徳元（一四四九）・二年と連年にわたつて千句会に参加している（表2）。

その後、二年間は同会に参会していないが、享徳三年（一四五四）一月には二度目当年預を勤めている。この時期は経覚方の古市胤仙が前年六月に没しており、五ヶ関務の争いも一時にせよ和解の動きがみられたときであり、この時機を活用して当年預を勤めたものとみなされる。

つぎに文明元年以後の千句会への頼英の参会の状況は記録がないので明らかにならない。しかし表2によると千句会は同一六年まではほぼ毎年張行されており、頼英は文明一六年には三度目千句会を張行している。文明元年以後も、以前と同程度には千句会に参加していたものとみてよいのではなからうか。以上の間は、二云うまでもなく応仁の乱を経て、戦国時代初期に相当する時期である。頼英と同乱との関係も、文明七年頃までの動きは、記録にもみられず明らかでない。

表2 染田天神講千句会張行と豊田頼英（頼）参会状況

| 張行 年月日 | 会 場 | 当 年 預 | 立 願 会 場 等 | 頼 |
|-----------------------|---------|--------|------------------|---|
| 応永12. 5. 2 (1405) | 牟山寺 | | | |
| 16. 5. 1 | | | 藤井坊にて | |
| 18. 5. 12 | 多 田 | | | |
| 19. 5. 16 | | | | |
| 20. 5. 16 | 水湧房 | | | |
| 21. 9. 12 | | | | |
| 22. 10. 27 | 下笠間 | | | |
| 24. 5. 3 | 多 田 | 多田実春 | | |
| 25. 10. 26 | 水 涌 | 水涌実詮 | | |
| 26. 9. 10 | 牟 山 | 実経 | | |
| 27. 6. 5 | 牟 山 | 東山辺某 | | |
| 28. 6. 20 | 下笠間 | 下笠間定勢 | | |
| 29. 6. 19 | 仁 興 | 仁興英算 | | |
| 30. 5. 14 | 藤 井 | 藤井性円 | 11. 14 藤井にて | |
| 31. 7. 25 | 坊 | 迎田実順 | | |
| 32. 7. 5 | 菅 原 | 菅原英実 | | |
| 33. 6. 28 | 上笠間 | | 6. 11 下笠間にて | |
| 34. 7. 7 | 多 田 | 多田実春 | | |
| 正長 1 延引 (1428) | | | | |
| 2. 3. 26 | 白石大聖寺 | 白石実詮 | 5. 2 牟山にて、牟山某 | ○ |
| 永享 2. 7. 17 (1430) | 山辺か下笠間 | 東山辺 | 8. 27 染田寺にて | |
| 3. 6. 3 | 下笠間 | 下笠間定勢 | | |
| 4. 7. 24 | 藤 井 | 藤井性円 | | |
| 5. 6. 21 | 仁 興 | 仁興英算 | 6. 24 仁興にて | |
| 6. 6. 24 | 迎田か染田 | 迎田実順 | 6. 27 良印 | |
| 7. 7. 26 | 上笠間か下笠間 | | 8月 下笠間にて | |
| 8. 7. 25 | 染田寺 | 多田春千代丸 | | |
| 9. 7. 18 | 下笠間 | 下笠間公定 | 9. 16染田寺にて、小山戸実兼 | |
| 10. | | | | |
| 11. 8. 23 25 | 白石か檜牧 | 白石某 | | ○ |
| 12. 10. 11 | 染田寺か牟山 | 牟山春藤丸 | | |
| 嘉吉 1. 12. 5 | 染田寺 | 山辺泰綱 | | ○ |

| 張行 年月日 | 会 場 | 当 年 預 | 立 願 会 場 等 | 頼 |
|--------------|--------|-----------|------------|---|
| (1441) | | | | |
| 2. 9. 27 | 下笠間 | 下笠間公定 | | |
| 3. 6. 6 | 仁 興 | 仁興春福丸 | | |
| 文安 1. 11. 1 | 染田寺 | 豊田頼英 | | ○ |
| (1444) | | | | |
| 2. 11. 3 | 染田寺 | 迎田実順 | | |
| 3. 1. 25 | 上笠間 | 上笠間定俊 | | |
| 4. 3. 25 | 小 蔵 | 小蔵政実 | | ○ |
| 5. 7. 23 | 染田寺 | 多田僧順実 | | ○ |
| 宝徳 1. 11. 3 | 白 石 | 白石僧長実 | | ○ |
| (1449) | | | | |
| 2. 9. 27 | 染田寺 | 牟山春藤丸 | | ○ |
| 3. 12. 18 | 小蔵観音寺 | 山辺廉綱 | | |
| 4. 2. 18 | 下笠間 | 下笠間公定 | | |
| 享徳 2. 7. 4 | 仁興極楽寺 | 仁興春福丸 | | ○ |
| (1453) | | | | |
| 3. 11. 30 | 染田寺 | 豊田頼英 | | ○ |
| 4. 3. 12 | 上笠間厳松院 | 上笠間定俊 | | ○ |
| 康正 2. 5. 8 | 小蔵観音寺 | 小蔵実栄 | | ○ |
| (1456) | | | | |
| 長祿 1. 11. 6 | 染田寺 | 迎田春王丸 | | ○ |
| (1457) | | | | |
| 2. 5. 27 | | 多田順実 | | ○ |
| 3. 12. 6 | 白石大聖寺 | 白石長実 | | ○ |
| 4. 5. 27 | 染田寺 | 多田順実 | | ○ |
| 寛正 2. 12. 15 | 染田寺 | 連衆 | | ○ |
| (1461) | | (山辺無力による) | | |
| 5. 9. 22 | | | | |
| 6. 12. 8 | 染田寺 | | | |
| 応仁 1. 9. 21 | 小 蔵 | | | ○ |
| (1467) | | | | |
| 2. 9. 16 | 染田寺 | | 11・25上笠間にて | ○ |
| 文明 1. 9. 18 | 白 石 | | | |
| (1469) | | | | |
| 3. 10. 6 | 下深川 | | | |
| 4. 2. 25 | 染田寺 | | 9月下笠間にて | |
| 5. 7. 5 | 仁興極楽寺 | | | |

| 張行 年月日 | 会 場 | 当 年 預 | 立 願 会 場 等 | 頼 |
|-----------------------|-------------------------|-------|--------------|---|
| 6. 9. 6 ～ 9 | 染田寺 | | | |
| 7. 11. 1 | 染田寺 | | | |
| 8. 9. 25 | 上笠間厳松院 | | | |
| 9. 3. 25 | 小蔵観音寺 | | | |
| 11. 9. 12 | 深 川 | | | |
| 12. 9. 16 | 牟山薬師寺 | | 11. 10 下笠間にて | |
| 13. 9. 20 | 深 川 | | | |
| 14. 11. 14 | 下笠間 | | | |
| 16. | 豊田豊岡宅 | 豊田頼英 | | ○ |
| 17 ~文龜元 | (東山内乱世により中断、但し文明18年を除く) | | | |
| 文龜 2. 9. 27 (1502) | 染田寺 | | | |
| 永正 9. 3. 5 (1512) | 染田寺 | 豊田某 | | |
| 11. 11. 5 | 上笠間 | 染田某 | 1. 26豊田殿 | |
| 13. 5. 9 | 染田寺 | | | |
| 16. 5. 2 | 深 川 | | | |
| 大永 5. 11. 1 (1525) | | | | |
| 天文 9. 5. 17 (1540) | 多 田 | | | |
| 永祿 7. 11. 2 (1564) | 綱 田 | | | |

註

表2は、「染田天神連歌」（『室生村史』）、「天神々社」（『大和志料』）、「豊田壘」（同書）によった。また豊田頼英の千句会への参加は「毎年連衆事」と「千句発句脇之次第」（『大和志料』）により作製した。「頼」を頼英とみてのことである。寛正3年から文正元年までは欠如。なお「年月日は不明だが、とにかく文明年間興行と思われるものが三つある」（『室生村史』663頁）とみえる。この三つのうちの 하나가文明16年分であろうか、同年分は前記「豊田壘」のうちに当年預としてみえる。そのほか『大乘院寺社雑事記』文明18年11月25日条には、同年同月27日に上笠間で千句会の張行された可能性のある記録がある。張行されたかどうか不明。表2には入れなかった。なお張行月日は二者択の場合があるが一方のみをとった。ここでは年次が問題。

越智方のうちにみられないので、同乱には未参加であったかも知れない。この限り千句会参加の余裕はありえたらう。しかし文明一四年の時点では頼英は多田某・山田某らとともに「河内引汲衆」(畠山義就方の越智党)のうちにみられる。これに対し「大和衆官領方引汲半人」(畠山政長方の筒井党)のうちに小山戸・小夫両氏のほか山田城・福住氏がみえる。もつとも右の畠山両方への参加は東山内衆の国中での合戦への参加と考えられ、東山内自体が戦場となることはなかったようである。それが文明一七年になると東山内地域にも合戦が及んでくる。東山内が戦場になると千句会張行の余地はなかったらう。文明十六年をもって同会が途絶えたのは右の理由によるものとみなされる。以上豊田頼英の動きを中心にして、千句会の張行と頼英の参会状況、頼英による多田氏の、筒井党寄りの立場から越智党への参陣、ついで東山内の戦場化、千句会の停止にいたる経緯を考察してみたが、つぎに文龜二年(一五〇二)以後千句会が再開される(表2)にいたる経緯をとりあげてみよう。

七、東山内衆の一揆体制再現

文龜二年九月末には千句会が一八年ぶりに再開されたのみならず、同年一月には来迎寺掟(「大和志料」)も定められた。それは殺生禁断、寺領山木盜伐者の処罰、陣取の禁止等で一般的なものであるが、注目する必要があるのは、檀家という立場で多田・吐山両派の一体化が実現し、東山内衆の一揆体制が再現していることであろう。同掟に署名している檀家は表1(前掲)のとおりで、基本的に鎌倉時代末期のそれに同じである。なお千句会が再開され、檀家の一揆体制が再現したのは、同年九月大和国人衆の一揆が実現し、東山内が平穩になったことによるとみなされる。

その後、永正三年(一五〇六)八月以来赤沢朝経が二度目大和を侵

害すると、大和国人衆は総崩れとなり筒井氏(願賢)以下は東山内に落ちたが、そこで反撃体制を整えるなかで、東山内衆はほぼ筒井方の与力になったという。つまり東山内衆は筒井氏のもとで来迎寺檀家という立場の一揆体制を維持したものと考えられる。こうした状況のなかで天文元年(一五三二)九月には、また来迎寺掟(「大和志料」)が檀家(前掲の表1)によって定められた。檀家は基本的には文龜二年に同じで、多田・吐山両派がみられる。ところで、この掟はその内容が注目される。前文を掲げるとつぎのとおりである。

於来迎寺一掟之事

就今度馬借之儀一檀方而定申上者、此以後背レ掟候者、領主而堅可レ有ニ成敗一者也、若其科無ニ露頭一者被ニ相糺明、為ニ諸檀方中一申合、可レ加ニ生害一者也、

天文元年壬辰九月五日

○審判者一四人略(表1)

来迎寺静運上人御坊

この掟書の冒頭の「馬借之儀」とは徳政一揆に加わることであろう。それは債務破棄を要求するものであったこと云うまでもない。徳政一揆に参加したことが明らかでない場合はもちろん、疑わしい場合は檀方(檀家)として評定して糺明し、その科(参加の事実)が明らかになつた場合は、檀家は領主として科人を成敗するというきびしいものである。このような掟の背景には、田島等の質入・売却といった関係が、年貢等の納入などと関連して東山内においても山積していたものと推測される。こうした諸問題のうち債務を否定しようとする行動については極刑をもって臨む決意を檀家一揆の形で表明したのが掟であろう。東山内衆の一揆体制は来迎寺檀家一揆という形で再現していること以上のとおりである。この限り吐山氏らが参加していなかった天神講は多田氏を中心とした分派活動とみるのが穏当と考えられる。なお東山

内の、田島の質入等をはじめ売買一般に関して、それを保障してゆくとする来迎寺檀家の一揆体制は注目する必要があるであろう。

ま と め—地下人の団結

東山内在地武士は興福寺衆徒・国民であり、また同寺大乘院二階堂領庄園の庄官として庄園村落をも支配するなかで、檀家・氏人関係をもって一揆の体制を必要としたのは、東山内が伊勢・伊賀との流通・交通の要地であったことによる点があるにしても、東山内各庄園の地下人の団結による下部からの抵抗が、庄官の、興福寺を背景とする支配に対して形成されていたことが指摘される。『大乘院寺社雜事記』文明三年一〇月八日条には「山内針庄者地下所持也」とあり、興福寺大乘院領針庄（都祁村）では地下人が年貢・諸公事を請け負い、興福寺の支配のもとではあったが、自治的な共同生活—座結合を形成していたことがうかがえる。この点吐山庄においても地下人の団結の動きがみられる。『蓮成院記録』延徳三年一月条に「今日 八日吐山藤満之沙汰而一庄地下人并若党、弥以心替シテ背」当吐山春宗、引入藤満一畢」とみえる。これは吐山氏内紛のなかで吐山庄地下人が惣領春宗を裏切って藤満と結んだ動きを示すものであるが、この地下人は個人ではなく団結して座結合を持ったものと考えられる。他の諸庄園にも同様の動きが推測され、こうした地下人の抵抗に対して在地武士であったとしても庄官は団結して庄園支配に当る必要があったものであろう。また前掲天文元年の来迎寺掟の「馬借之儀」について極刑をもって臨む必要があったのも、地下人の団結の存在を考慮してのことであつたらうと推測される。（平成三年九月三〇日投稿）

註

- (1) 永島福太郎氏「都祁郷より都介野村へ」（『奈良県綜合文化調査報告書』）。
- 安田次郎氏「東山内一揆」（『戦国大名論集』5）。
- そのほか『都介野村史』、『都祁村史』、『室生村史』等。
- (2) ・(3) 史料とともに『大和志料』と竹田勝州氏の「郷墓寺来迎寺の成立発展」（『民族仏教と祖先信仰』）によった。
- (4) 淳呼は寺記にみえる僧で、前記の来迎寺を建てたという蓮阿に先んじて結界に庵を結んで住んだとある。従って寺記では蓮阿は中興の僧となっている。
- (5) 竹田氏の前掲書にも同じ趣旨のことがみえる（六七三頁）。
- (6) 宮崎美基氏「興福寺大乘院領における負所権の拡大と門跡段録」（『莊園制社会と身分構造』三九五頁以下）。
- (7) この一六人は、特定の年の千句会参会者数ではなく、史料の制約で応永二四年から寛正二年まで四五五年間の当年預数である。この間一人一回ではない。特定の年の参会者（連衆）は応永三〇年、永享六年、宝徳二年は、いずれも一九人で最高であるが、永享六年の「条々」の冒頭には「年預不レ可レ過二十人一事」とあるので、右の年は参会者の約半数は年預以外の連衆で、同じ庄園から年預以外の者が参会していたものと考えられる。
- (8) 社殿は至徳三年に改造、神輿は康正三年に造られたという（前掲『綜合文化調査報告書』五〇〇～五〇一頁）。
- (9) 大和永享の乱は豊田中坊（頼英）と井戸某の私闘にはじまり、豊田方には越智党、井戸方には筒井党が援助した関係で大和一国規模に拡大し、また後南朝方が越智党に加わり複雑となるが、結局筒井党と結んだ幕府方の勝利となった。こうしたなかで永享一年三月には越智某とその弟が自害ないし討たれている。頼英はこの不利な状況の挽回を考えていた

ものとみなされる。

(10) 註9参考。

(11) 文安元年六月経覚は鬼園山に城郭を構築し、筒井方との抗争に本腰を入れて攻防を重ねていた。

(12) その結果享徳三年二月には経覚と成身院光宣が対面することになった(『大乘院日記目録』)。

(13) 小山戸氏は多田方であったのに、のち吐山方に移ったものとみなされる。それは筒井方を維持するためであったものか。

(14) 『大乘院寺社雑事記』文明四年二月三〇日条。

(15) 同記文明一七年一月二五日条には「昨日多田在所○中葛押寄悉以令一発向一上笠間同責敷」とみえ、筒井党が多田氏の在所や上笠間に発向していることがうかがえる。

(16) 『大乘院日記目録』文龜二年九月一日条に「当国(大和)衆和睦沙汰、山内分先以無為」とみえる。

(17) 地下人の団結は、隣の宇陀郡でもみられる。

On the Trend of the Group of Kokujins(国人)in the Higasi
-Sannai(東山内)of Yamato in the Latter Middle Age

Hiroshi ASAKURA